

保険・年金 フォーカス

EU ソルベンシー II における LTG 措置 等の適用状況とその影響 (3) —EIOPA の 2018 年報告書の概要報告—

常務取締役 保険研究部 研究理事

ヘルスケアリサーチセンター長 中村 亮一

TEL: (03)3512-1777 E-mail: nryoichi@nli-research.co.jp

1—はじめに

[前回のレポート](#)では、EIOPA(欧州保険年金監督局)が 2018 年 12 月 18 日に公表した「長期保証措置と株式リスク措置に関する報告書 2018 (Report on long-term guarantees measures and measures on equity risk 2018)」¹に基づいて、EU(欧州連合)のソルベンシー II における長期保証(Long-Term Guarantees: LTG) 措置及び株式リスク措置のうち、UFR(Ultimate Forward Rate: 終局フォワードレート)の使用、MA(マッチング調整)及び VA(ボラティリティ調整)の適用状況について、その国別の適用会社数や SCR(Solvency Capital Requirement: ソルベンシー資本要件)比率への影響等について報告した。

今回のレポートは、EIOPA の報告書の第 3 のセクションから、TTP(技術的準備金に関する移行措置)と TRFR(リスクフリー金利に関する移行措置)という移行措置及び DBER(デュレーションベースの株式リスクサブモジュール)、ED(株式リスクチャージの対称調整メカニズム)の株式リスク措置及び ERP(ソルベンシー資本要件に準拠しない場合の回復期間の延長)の適用状況について、その国別の適用会社数や SCR 比率への影響等を報告する²³。

2—措置毎の国別の適用状況(適用会社及び SCR 比率への影響等)—その2(TRFR、TTP)—

この章では、TRFR(リスクフリー金利に関する移行措置)と TTP(技術的準備金に関する移行措置)という移行措置の適用状況について、その国別の適用会社数や SCR 比率への影響等を報告する。

¹ News

<https://eiopa.europa.eu/Pages/News/EIOPA-publishes-its-third-annual-analysis-on-the-use-and-impact-of-long-term-guarantees-measures-and-measures-on-equity-risk.aspx>

報告書

<https://eiopa.europa.eu/Publications/Reports/2018-12-18%20LTG%20AnnualReport2018.pdf>

² [前回のレポート](#)で述べたように、以下の図表及び図表の数値は、特に断りが無い限り、EIOPA の「長期保証措置と株式リスクに対する措置に関する報告書 2018」からの抜粋によるものであり、必要に応じて、筆者による分析数値を加えたり、表の項目の順番を変更する等の修正を行っている。

³ LTG 措置や株式リスク措置の具体的説明については、「[EU ソルベンシー II における LTG 措置等の適用状況とその影響\(1\)—EIOPA の 2018 年報告書の概要報告—](#)」を参照していただきたい。

1 | TRFR (リスクフリー金利に関する移行措置)

(1) 適用会社

TRFR は 5 カ国 (ドイツ、フランス、ギリシャ、アイルランド、英国) から 7 社が適用している。前回の報告書に比べて英国からの 1 社が増加している。

全てが生命保険会社又は生損保兼営会社である。

なお、グループで見れば、ドイツとオランダと英国の 3 つのグループとなっている。

TRFR の国別適用状況 (会社及びグループ数)

	生命保険会社	生損保 兼営会社	単体合計	グループ
ドイツ	1	0	1	1
フランス	1	0	1	0
ギリシャ	1	2	3	0
アイルランド	1	0	1	0
オランダ	0	0	0	1
英国	1	0	1	1
EEA	5	2	7	3

TRFR を用いた 3 つの会社の市場シェアの合計が国内市場の約 20% であるギリシャを除いて、TRFR を用いた会社の技術的準備金における市場シェアは、EEA (欧州経済地域) と各国レベルの両方で無視できる。

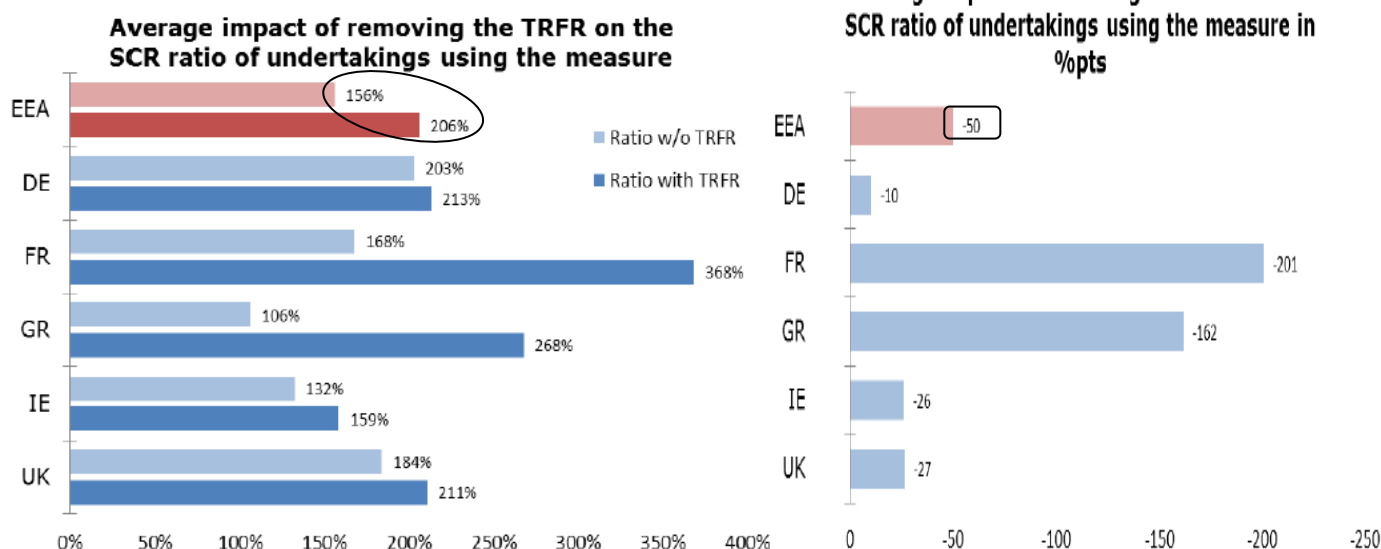
また、TRFR と VA (ボラティリティ調整) を同じ負債に同時に適用することができるが、TRFR を適用する 7 社のうち、6 社は VA も適用している。

(2) SCR 比率への影響

TRFR の非適用により、適用会社全体の平均 SCR 比率は 206% から 156% に 50% ポイント低下する。

適用会社の SCR 比率の分母の SCR は平均 8% 増加し、分子の適格自己資本は平均 19% 減少する。

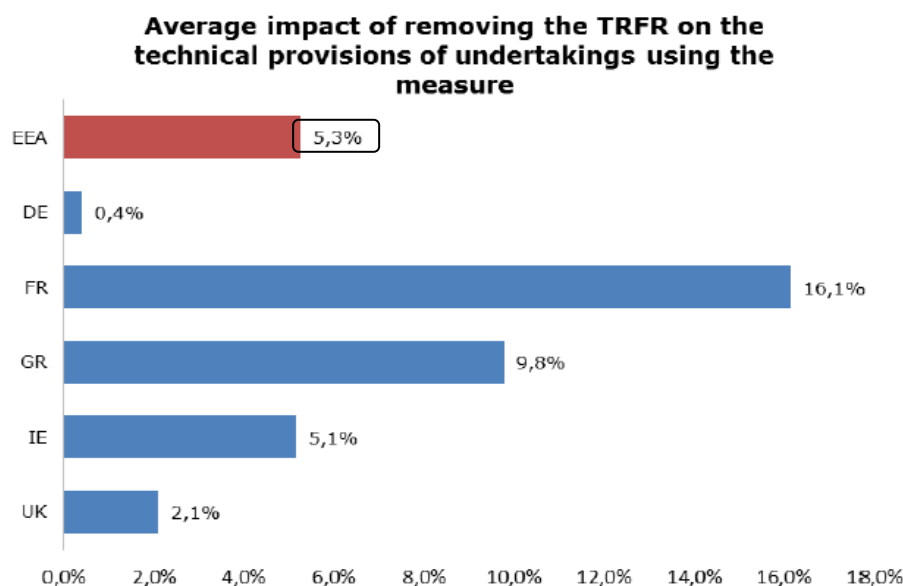
図表 TRFR 非適用の SCR 比率への影響 (措置適用会社)



(3) 技術的準備金への影響

TRFR の非適用により、適用会社の技術的準備金は 5.3% 増加する。

図表 TRFR 非適用の技術的準備金への影響(措置適用会社)

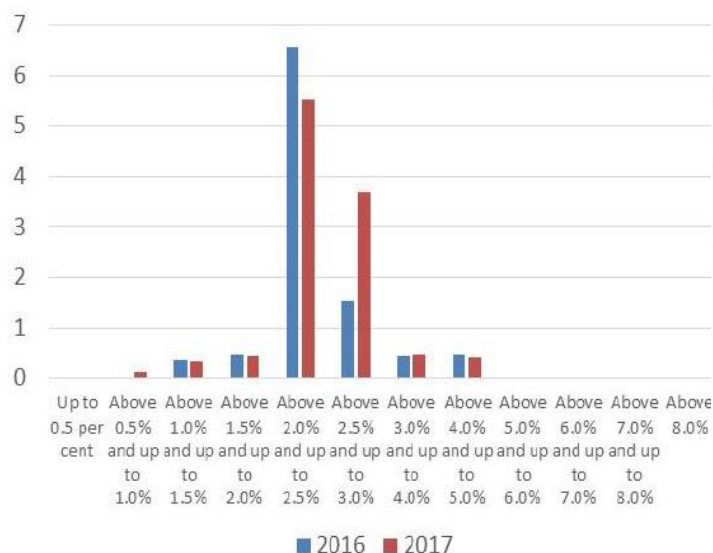


(4)TRFR に関する追加情報

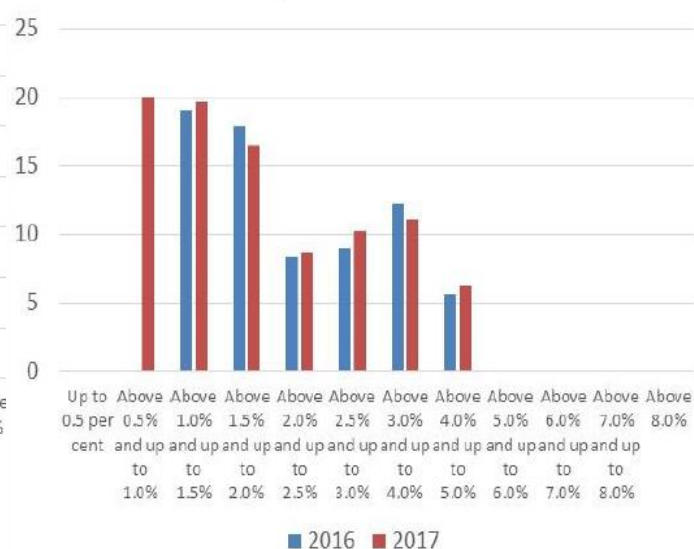
TRFR によるリスクフリー金利に対する平均調整は、2016 年の約 1.6%に対して、2017 年は約 1.2%であった。

保証レベル帯域別の最良推定値の分布やデュレーションの分布は、以下の通りとなっている。保証レベルが 2%から 3%の帯域での最良推定値の金額が顕著に高くなっている。また、最近の保証利率水準の引き下げ動向を反映して、一般的には保証レベルが低い帯域ほどデュレーションがより長くなっている傾向がある。

図表 保証レベル帯域別の最良推定値の分布
TRFR: Distribution of Best Estimate in bands of guarantee level (in bn. Euro)



図表 保証レベル帯域別のデュレーションの分布
TFRF: Distribution of duration in bands of guarantee level



2 | TTP(技術的準備金に関する移行措置)

(1)適用会社

TTP は 11 カ国からの 162 社が適用している。なお、前回の 2017 年の報告書では 11 カ国からの 163 社

が適用していたので、EEA 全体としては 1 社が減少しただけで大きな変化は見られなかった。ただし、国別ではフランスで 4 社増加し、ドイツで 5 社減少する等の動きが見られた。

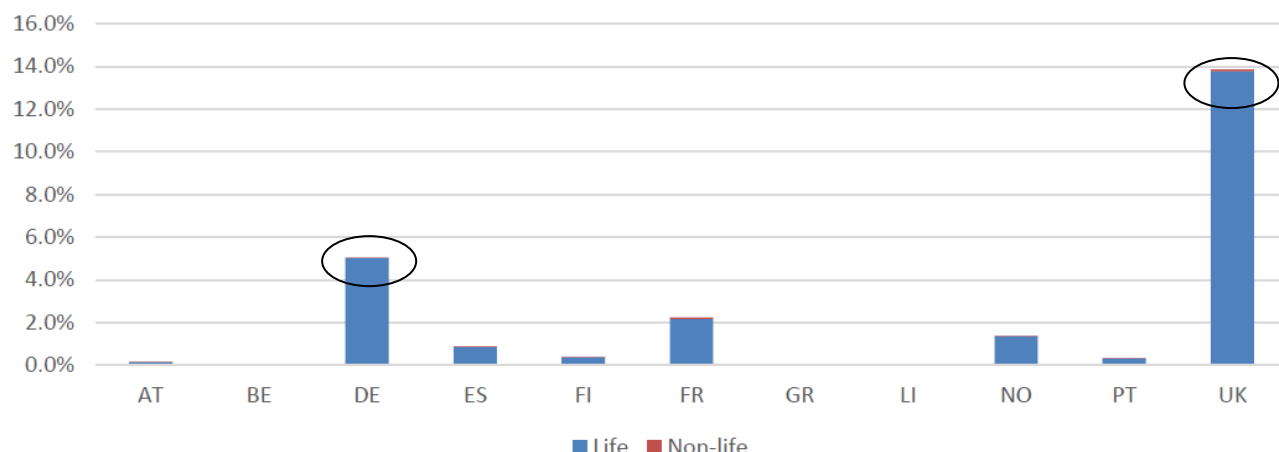
国別では、ドイツが 58 社で最も多く、次が英国の 27 社、スペインの 23 社となっている。

TTPの国別適用状況(会社数)

	生命保険会社	損害保険会社	生損保 兼営会社	再保険会社	合 計	前回からの 変化
オーストリア	0	0	4	0	5	1
ベルギー	1	0	0	0	1	0
ドイツ	56	2	0	0	58	-5
スペイン	9	1	13	0	23	1
フィンランド	3	2	2	0	7	0
フランス	8	0	9	0	17	4
ギリシャ	0	0	1	0	1	0
リヒテンシュタイン	1	0	0	0	1	0
ノルウェー	2	0	4	0	6	0
ポルトガル	7	5	4	0	16	0
英国	22	1	3	1	27	-1
EEA	110	11	40	1	162	-1

EEA 全体では、技術的準備金の 24.8%に対して、TTPが適用されているが、国別では英国が 14%、ドイツが 5%を占めている。

図表 TTPを使用している会社の技術的準備金の EEA 市場シェア



ノルウェーでは 87%の技術的準備金に対して TTPが適用されており、英国、フィンランド、ポルトガルでは 50%以上の技術的準備金に対して TTP が適用されている。

TTPとMA(マッチング調整)やVAとの併用会社の状況については、それぞれ[前回のレポート](#)のMA、VAの項目で報告したが、TTPとMAを併用している会社は 25 社で技術的準備金のシェアは 13%、TTPとVAを併用している会社は 124 社で技術的準備金のシェアは 17%となっている。

なお、TTPを使用している EEA グループは 77 グループとなっている。

(2)SCR 比率への影響

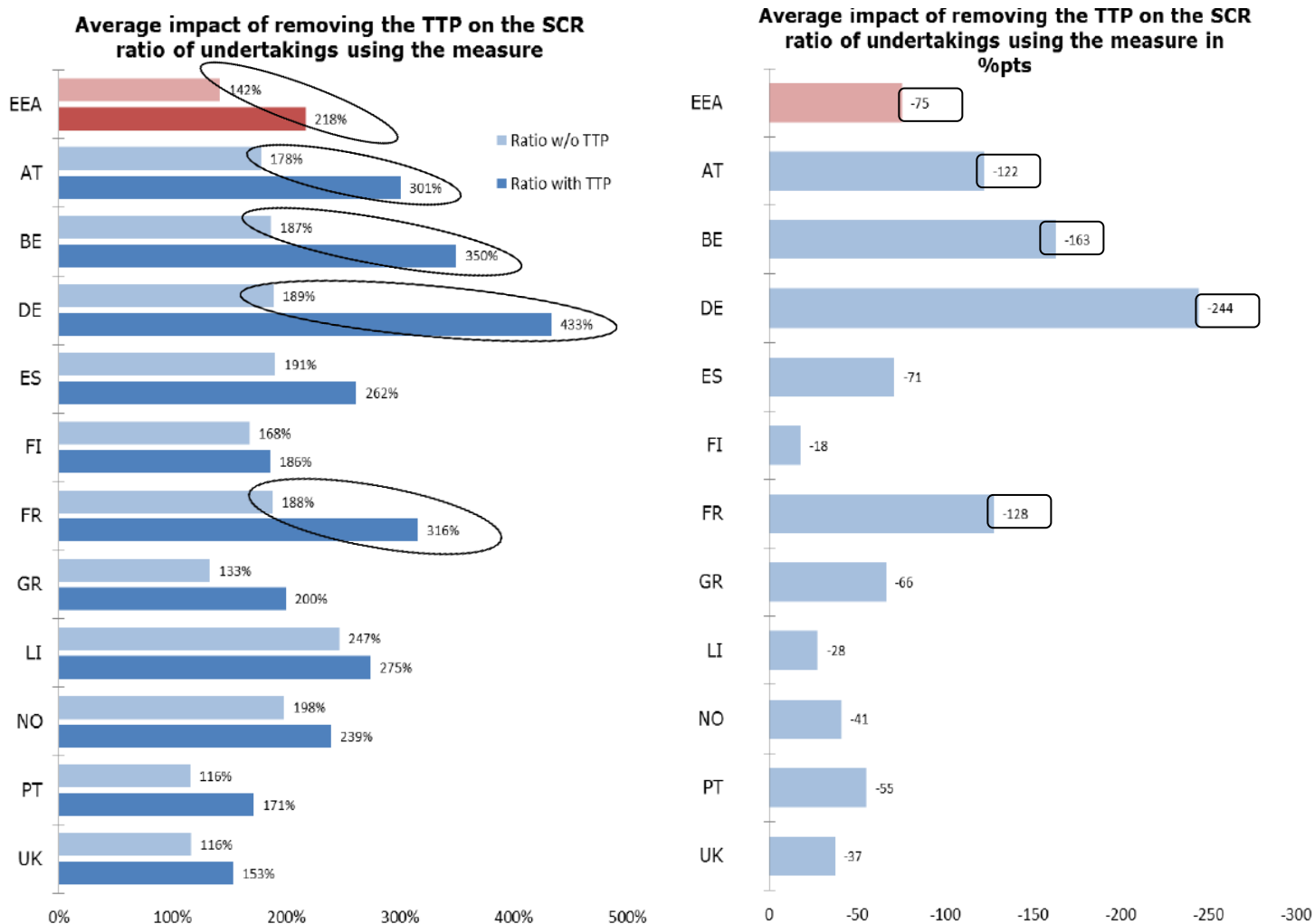
TTPを適用しなかった場合の SCR 比率の影響については、次ページの図表の通りである。

TTPを適用している EEA の会社全体では 218%から 142%に 76%ポイント低下する。

国別では、ドイツでは 433%から 189%に 244%ポイント低下し、ベルギーでは 350%から 187%に 163%

ポイント低下し、フランスでは 316%から 188%に 128%ポイント低下し、オーストリアでは 301%から 178%に 123%ポイント低下しており、これらの国々における影響の大きさが明らかになっている。

図表 TTP 適用による SCR 比率への影響



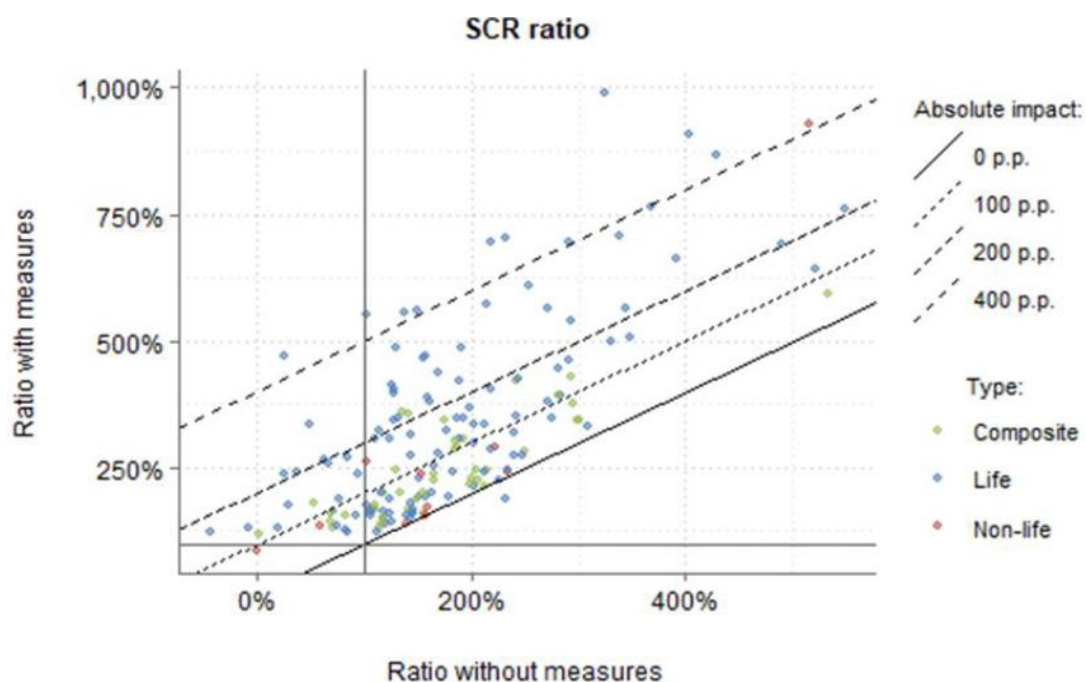
なお、SCR 比率の分母と分子に当たる SCR と適格自己資本への TTP の非適用による影響は逆方向となっており、TTP の非適用により、EEA 全体では、SCR は 5.2%増加し、適格自己資本は 31.3%減少する。

国別では、ドイツにおいて、SCR が 11.3%増加し、適格自己資本が 51.4%減少し、ベルギーにおいては、SCR が 16.0%増加し、適格自己資本が 38.1%減少し、フランスにおいては、SCR が 12.9%増加し、適格自己資本が 32.8%減少し、加盟国の中では最大規模の影響度となっている。

次ページの図表が、TTP を使用している会社の SCR 比率の適用前後の状況を示している。

TTP を使用している会社の 73%の絶対的な影響は 0%から 200%ポイントの範囲内となっている。また、会社数の 16%に相当する 26 社(技術的準備金の市場シェアは 4%)が TTP を適用しない場合、SCR 比率が 100%未満となる。さらに、2 社(技術的準備金の市場シェアは 0.1%)が、TTP を適用しない場合、適格自己資本がマイナスになる。

なお、生命保険会社と損害保険会社及び生損保兼営会社の間で、影響度に明確な差異は見られない。



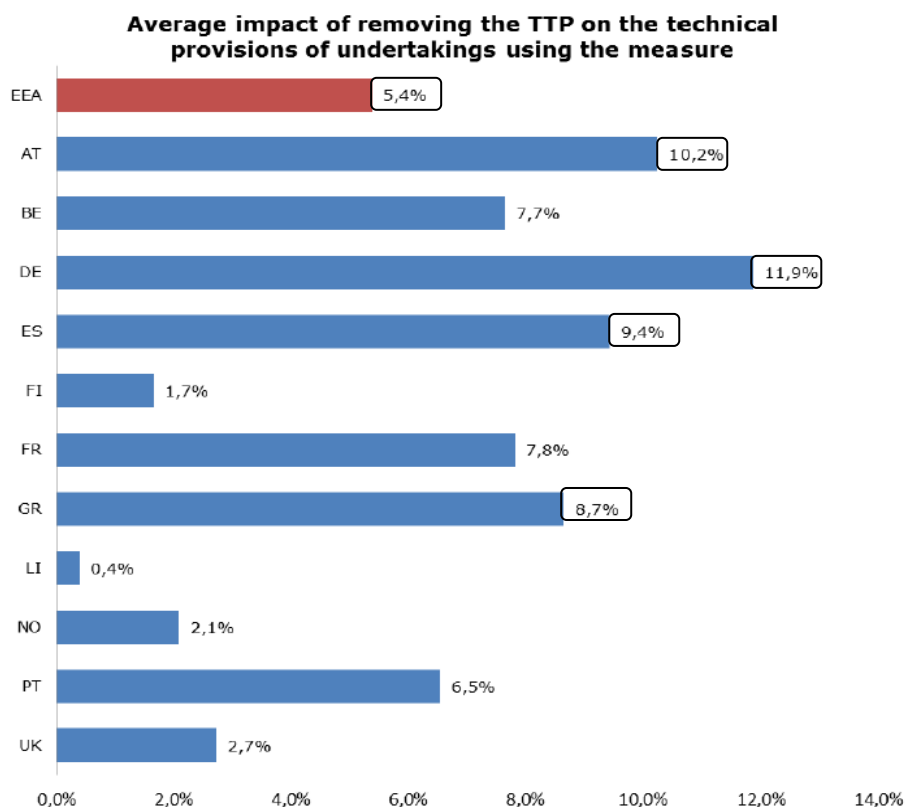
(3)技術的準備金への影響

TTP を適用しなかった場合の適用会社の技術的準備金への影響は、以下の図表の通りである。

EEA 全体では、適用会社の技術的準備金は 5.4%増加する。

国別では、ドイツの適用会社が 11.9%と最も大きな影響を受け、オーストリアが 10.2%、スペインが 9.4%、ギリシャが 8.7%と続いている。

図表 TTP 適用による技術的準備金への影響

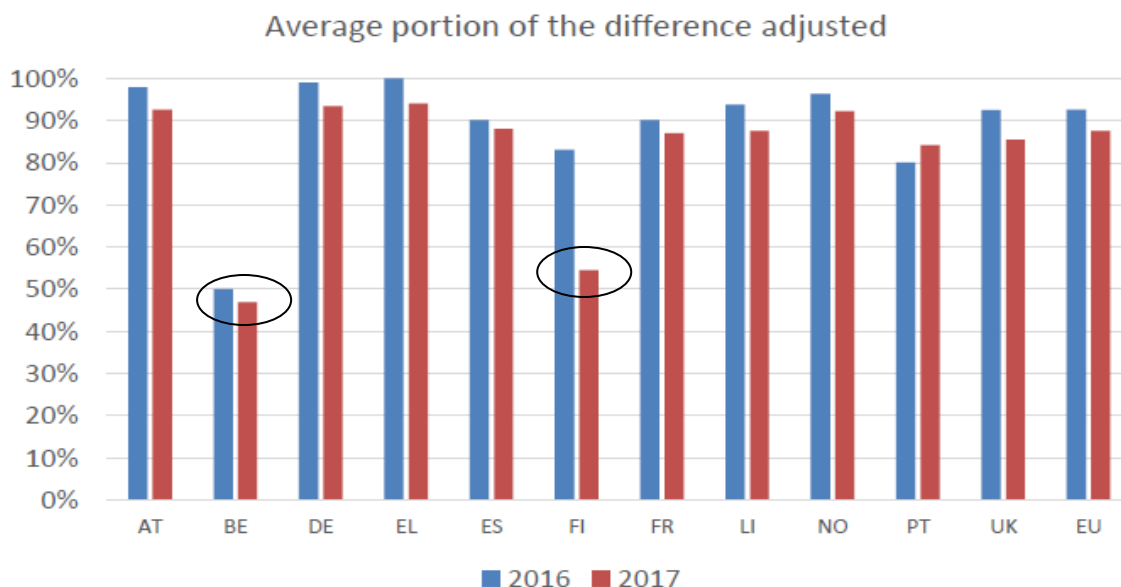


(4)TTP に関する追加情報

TTP が適用できる調整の最大部分は、移行期間の 16 年間で直線的に(毎年 6.25%ずつ)減少する。2016 年末現在、適用可能な最大額は 100%であり、2017 年末現在の最大額は 93.75%である。2016 年には、2017 年の 43 社と比較して、56 社が最大額よりも低い割合を適用した。TTP を適用した会社に応用された平均割合は、2016 年に 93%、2017 年は 88%であった。

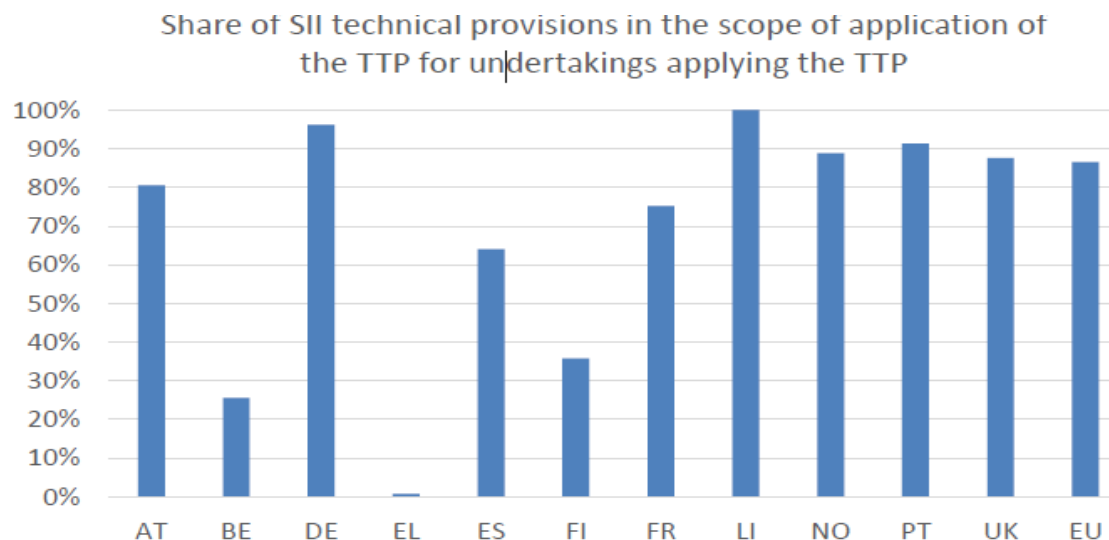
次の図表は、ソルベンシー II の技術的準備金に適用されている調整割合の各国間の違いの概要を示している。2017 年においては、ベルギーとフィンランドでの調整割合が相対的に低くなっている。

図表 調整差異の平均割合



会社によって提供された数値はまた、TTP の範囲内にあるソルベンシー II 技術的準備金の割合の評価を可能にしている。その目的のために、調整が適用されるソルベンシー II 技術的準備金は、各会社の合計技術的準備金と比較することができる。2017 年については、TTP を適用する会社の技術的準備金の 87%が移行措置の適用の範囲内にある。ただし、結果は国によって異なっている。

図表 TTP 適用会社の TTP 適用範囲のソルベンシー II 技術的準備金の割合



3 | TTP や TRFR への依存度

TTP 又は TRFR を適用する会社及び PIP(phasing-in plan: 段階的導入計画) の提出を求められた会社の国別内訳は、以下の図表の通りである。

TTP 又は TRFR を適用する会社は 168 社あり、このうちの 51 社が 2017 年のある時点で SCR 全額をカバーするために TTP 又は TRFR の適用に依存しなければならなかったため、2017 年に PIP を提出しなければならなかった。ただし、2017 年末時点で、これらの会社のいくつかは SCR を遵守するために TTP / TRFR に既に依存していなかった。2016 年には、60 社が PIP を提出することを要求されていたが、2017 年には、ポートフォリオの移管、合併及び SCR への遵守の回復等により、9 社減少している。

TTP 又は TRFR を適用する会社数及び PIP を要請されている会社数

	TTP/TRFRを適用している会社数	PIPが要請されている会社数	同左 (前年との比較)
オーストリア	5	0	0
ベルギー	1	0	0
ドイツ	59	26	-1
スペイン	23	8	0
フィンランド	6	0	-1
フランス	18	1	0
ギリシャ	4	1	-1
アイルランド	1	0	0
リヒテンシュタイン	1	0	0
ノルウェー	6	0	-1
ポルトガル	16	5	-2
英国	28	10	-3
EEA	168	51	-9

(1) 段階的導入計画の見直し

2 つの管轄区域における 9 社は、2017 年に初めて段階的導入計画の提出を要求された。これらの段階的導入計画では、利益又は収益の留保、商品設計の変更（例：保険料の引き上げ）、経費削減、同じグループ内の他の会社との合併などの措置を設定している。

なお、2016 年に NSAs（National Supervisory Authorities：国家監督当局）が受け取った段階的導入計画の詳細等については、前回の 2017 年の報告書に記載されており、前回のレポートでも報告している。

(2) 段階的導入計画の更新

会社は、監督当局の要求又は会社自身の主導で、3 つの管轄区域で既存の計画を修正した。修正には、次のような幅広い選択肢が含まれる。利益の留保、引き受ける新契約の中止又は削減、自己資本比率を引き下げるためのリスク回避、経費の削減そして追加の資本調達。ある会社では、特に経費に関してより現実的になるように、当初の計画で使用されていた前提も調整した。

ある NSA は、それが不十分であると判明した場合には、生命保険会社に最初の段階的導入計画を修正及び強化することを要求している。例えば、計画された対策の説明が簡潔でなかったり、それらの予想される影響が十分な方法で定量化されなかったりした場合がこれに該当している。

(3) 進捗報告書の確認

SCR を完全にカバーするために移行措置に依存している会社は、進捗報告書を年 1 回提出することが期待されている。NSAs は一般的に、進捗報告書は十分であり、移行措置無しで SCR を遵守することに向けての会社の進捗状況を説明している、と報告した。殆どの場合、会社は移行措置無しでソルベンシー資本要件を順守することにおいて継続的な進歩を示していた、とされた。進捗報告書の見直しが段階的導入計画の更新につながったことも言及された。

(4)NSAs の見解

2016 年と同様に、NSAs は一般的に、会社が移行措置への依存を 2032 年 1 月 1 日までに依存しなくなるまで減らすことができると確信している。PIP の会社によって計画された措置は、低金利環境下での会社のソルベンシーポジションを強化するために既に効果的な貢献をしていると報告された。しかし、それは状況が移行期のまだ非常に初期であることにも留意した。

次の図表は、2017 年末現在の移行措置無しでは SCR を遵守していない会社数の概要を示している。また、2016 年 1 月 1 日、12 月 31 日及び 2017 年 12 月 31 日において、移行措置無しで SCR を遵守するための適格自己資金の不足額を示している。

TTPやTRFRの移行措置を適用しなかった場合の影響

	移行措置無しでSCR要件を満たせない会社			左記会社の要件遵守のための必要適格資本(十億ユーロ)		
	2016年 1月1日	2016年 12月31日	2017年 12月31日	2016年 1月1日	2016年 12月31日	2017年 12月31日
フランス	0	1	1	0	0.13	0.06
ドイツ	16	13	8	3.46	1.59	0.53
スペイン	4	3	2	0.14	0.23	0.14
ギリシャ	3	2	1	0.27	0.06	0.04
ノルウェー	0	1	0	0	0.01	0
ポルトガル	12	10	8	1.39	0.76	0.33
英国	N/A	13	9	N/A	6.12	5.71
合計	N/A(35)	43(30)	29(20)	N/A(5.26)	8.90(2.78)	6.82(1.11)

(※) 合計の()内は、英国除きの数値

これによれば、英国の会社（2016 年の数字は入手不可能）を除いた場合、EEA レベルで移行措置無しで SCR に準拠していない会社は、2016 年初めの 35 社から 15 社減少し、2017 年末（2018 年報告書）では 20 社となった。また、これらの会社が SCR 要件を遵守するために必要な適格自己資本は、2016 年初めの 52.6 億ユーロから 2017 年末の 11.1 億ユーロに 41.5 億ユーロ減少した。

なお、EEA 全体では、この 1 年間で、移行措置無しで SCR に準拠していない会社は 2016 年末の 43 社から 2017 年末の 29 社へと 14 社減少した。また、これらの会社が SCR 要件を遵守するために必要な適格自己資本は、2016 年末 89 億ユーロから 2017 年末の 68.2 億ユーロに 20.8 億ユーロ減少した。

SCR 要件を遵守するために必要な適格自己資本では、英国が EEA 全体の 84%を占めている。ドイツは、2016 年初の 34.6 億ユーロから 2017 年末の 5.3 億ユーロへ必要自己資本額を大きく減少させている。

(5)NSAs によって取られる（ことが想定されている）監督措置

NSAs は、SCR を遵守するために移行措置に依存している会社に対して取った措置や取ることを想

定している措置についての報告を求められ、以下のような様々なアプローチを報告している。

- ・会社のリスクを評価する際に、TTP の適用有無の両方のケースの会社のソルベンシーポジションを検討する。
- ・作業計画の作成時に移行措置の影響が無い会社のリスクの水準を測定し、特に SCR を完全にカバーするために移行措置に依存している場合に、TTP 又は TRFR を使用している会社のレビューを優先する。
- ・会社が、リスクを測定し、リスク選好度を定義するために適切な指標（即ち、移行措置無しで）を使用し、その戦略において、移行措置の使用を通じてのみ SCR に従うという事実を考慮し、ソルベンシー問題に関して AMSB（管理・経営・監督機関）に明確に関連性のある情報を提示し、SFCR（ソルベンシー財務状況報告書）に関連情報を提供する、ことを期待している。
- ・将来のソルベンシー状況を危険にさらす可能性があると考えられる場合、配当支払に同意しない。
- ・移行措置に依存している会社数と SCR に準拠するために移行措置が必要とされる程度を定期的に市場に明示的に通知している。
- ・2つの NSAs が、移行措置の適用に関する期待を定める監督声明を伝達した。1つの NSA は、会社は、資本分配と TTP ランオフを許可した後、一定の運用条件の下で資本ポジションが持続可能であることを実証できるはずであるという期待を含めた。
- ・ある NSA は、SCR を遵守するための技術的準備金に関する移行措置に応じて、会社に関する立入検査を行った。
- ・ある NSA は、2018 年末に TTP 控除の再計算を要求すると回答した。

NSAs は一般的に、会社が PIP に取り組んでいる手段を実施することを期待し、進捗報告書をレビューして移行期間中の進捗状況を監視すると報告した。NSAs は、PIP 又は進捗報告書が不十分であり、この不十分さが修正計画によって修正されない場合、移行措置の取消が考慮されると報告した。

3—措置毎の国別の適用状況（適用会社及び SCR 比率への影響等）

—その3（DBER、ED、ERP）—

この章では、DBER（デュレーションベースの株式リスクサブモジュール）、ED（株式リスクチャージの対称調整メカニズム）の株式リスク措置及び ERP（ソルベンシー資本要件に準拠しない場合の回復期間の延長）の適用状況について報告する。

1 | DBER（デュレーションベースの株式リスクサブモジュール）

2017 年 12 月 31 日時点においては、フランスの会社 1 社のみが適用しており、これは 2016 年と同様である。

当該会社の SFCR（ソルベンシー財務状況報告書）によれば、DBER を非適用にすることで SCR 比率は DBER 有り（ただし、TTP 及び VA 適用無し）の 159%から 139%へ 20%ポイント低下する。しかし、DBER を非適用にすることによる SCR への影響は、当該会社が株式リスクの移行措置を適用した場合には補填される可能性がある。

なお、前回及び前々回の報告書で報告されていたように、11 カ国（チェコ、デンマーク、フィンラ

ンド、ドイツ、アイスランド、リトアニア、ラトビア、オランダ、ポーランド、スロバキア、ブルガリア) で、DBER は国内法で規定されておらず、残りの国々では、以下の理由から DBER が適用されていない、としていた。

- ①国内市場の商品がソルベンシー II 指令の第 304 条の基準を満たしていない。
- ②会社が年金市場であまりアクティブでない。
- ③このサブモジュールへの必要性や関心が無い。
- ④ソルベンシー II 指令第 308 条 b(13)の株式移行措置⁴のため、DBER を適用するインセンティブが今のところない。ただし、移行措置の段階的消滅の過程でより多くの適用があるかもしれない。

2 | ED (又は SA) (株式リスクチャージの対称調整メカニズム)

2018 年の報告書については、SA が彼らの財務状況に与える影響に関する会社への情報要求はなかった。確かに、2017 年の報告書で観察された影響が小さい⁵ことを考えると、そのような要求は比例的ではないと考えられた。

代わりに、SCR に対する SA の財務的影響は QRT (定量的報告テンプレート) データを使用して決定された。QRT データでは、ソルベンシー II 指令の第 308b 条 (13) に基づく暫定リスクに関する移行措置を適用する会社とその措置を適用しない会社との間の区別は認められていない。さらには、この推定は、株式リスクに関する重要性の臨界値 (前回の報告書では、「技術的準備金の損失吸収能力差引き後の株式リスクに対する資本要件を SCR で割った数値が 50%」) を超える会社に限定されていない。

この推定を作成するために、合計で 1,101 の会社からのデータが保持された。

2017 年 12 月 31 日の SA は 1.90%であったため、SA をゼロに設定すると、SCR の計算に適用される株式エクスポージャーへのストレスが軽減される。EEA レベルでは、SCR に対する SA 非適用の平均的な影響は▲1%である。

3 | ERP (ソルベンシー資本要件に準拠しない場合の回復期間の延長)

回復期間の延長は、NSAs からの要請に基づいて、EIOPA が「例外的に不利な状況 (an exceptional adverse situation)」を宣言した時に適用されるが、これまでのところ EIOPA はそのような要請を受けていない。

次ページの図表は、2017 年 12 月 31 日に SCR に違反した (適用された全ての LTG 措置及び株式措置を考慮した) 会社数の推移及びその国別の内訳を示している。図表に記載されていない国では、全ての会社が SCR を満たしている。

これによれば、SCR に違反した会社の総数は、2016 年 12 月 31 日の 44 社から 2017 年 12 月 31 日の 25 社に 19 社減少した。その内訳は、損害保険会社が 20 社、生命保険会社が 2 社、生損保兼営会社が 1 社、再保険会社が 2 社となっている。

⁴ 2016 年 1 月 1 日以前に購入した株式についての移行措置

⁵ 2016 年 12 月 31 日の SA は 1.44%で、株式移行措置を適用しない会社の SCR に対する平均影響度は 0.9%で、SCR 比率は、218%から 216%に 2%ポイント低下した。なお、株式リスクにさらされた会社 (すなわち重要性の臨界値を超える会社) の場合、SCR に対する平均影響度は 1.3%で、SCR 比率は 232%から 230%に 2%ポイント低下した。

SCR要件の充足状況(会社数)

	SCR要件を満たしていない会社		
	2016年1月1日	2016年12月31日	2017年12月31日
ベルギー	2	3	1
キプロス	2	1	1
チェコ	0	1	1
フランス	7	4	0
ドイツ	3	0	0
ギリシャ	1	1	1
アイルランド	4	3	1
イタリア	8	4	0
リヒテンシュタイン	1	0	0
ルクセンブルグ	16	6	6
マルタ	3	2	0
オランダ	1	3	1
ノルウェー	1	1	1
ポーランド	2	1	0
ポルトガル	6	0	2
ルーマニア	7	1	0
スペイン	4	2	0
英国	6	12	10
EEA	74	44	25

また、以下の図表は、2017年12月31日にSCRに違反した会社の市場シェア(各国における会社の国内市場シェア及び全会社のEEA市場シェア)を示している。

SCR要件を満たしていない会社数とその市場シェア(2017年ベース)

	SCR要件を満たしていない会社数	損害保険収入保険料における市場シェア	生命保険技術的準備金における市場シェア
ベルギー	1	5.86%	0.00%
キプロス	1	6.15%	0.00%
チェコ	1	1.27%	0.00%
ギリシャ	1	2.89%	1.77%
アイルランド	1	0.94%	0.00%
ルクセンブルグ	6	1.83%	0.04%
オランダ	1	0.00%	0.00%
ノルウェー	1	1.17%	0.00%
ポルトガル	2	5.25%	0.34%
英国	10	0.32%	0.00%
EEA	25	0.39%	0.01%

なお、ソルベンシー II 指令第 308 条 b(14) の移行措置によれば、「2015 年末において、ソルベンシー I の資本要件を満たしているが、ソルベンシー II の適用初年度で SCR を満たしていない会社は、2017 年 12 月 31 日までに要件を満たすことが認められる。」となっていたが、この措置は 2017 年末までに適用が終了している。

4—まとめ

以上、今回のレポートでは、EIOPA の報告書の第 3 のセクションから、TRFR と TTP という移行措置及

び DBER、ED(又は SA)の株式リスク措置及び ERP の適用状況について、その国別の適用会社数や SCR 比率への影響等を報告してきた。

TTP については、主要国の保険会社が適用しているが、特に英国やドイツで、SCR 要件の遵守の上で大きな意味合いを有するものとなっている。また、今回の報告書では、SCR 全額をカバーするために TTP や TRFR という移行措置を適用している会社に対する PIP に関する状況についても、それを受けての NSAs のレビューや監督措置等が明らかにされている。移行措置適用の収束に向けて、今後各保険会社がどのような対策を図り、それに対して各国監督当局がどのように対応していくのかは大変興味深い。

次回の 4 回目のレポートでは、報告書の第 2 のセクションに記載されている、全体的な観点から見た場合の、LTG 措置や株式リスク措置が、保険契約者保護、保険会社の投資に与える影響について報告する。

以 上